

令和6年度 まるっとデジタル・ビジネススキル学習プログラム
(北九州市 IT 学び直しプロジェクト) 運営業務委託に係る
公募型プロポーザル方式審査要領

(目的)

第1条 この基準は、令和6年度 まるっとデジタル・ビジネススキル学習プログラム(北九州市 IT 学び直しプロジェクト) 運営業務委託に係るプロポーザルの審査について必要な事項を定めることを目的とする。

(審査委員会)

第2条 審査は北九州市が設置する審査委員会(以下「委員会」という。)が行う。

- 2 委員会の委員の定数は、4人以内とする。
- 3 委員会は、全委員の過半数の出席をもって成立する。

(審査基準)

第3条 審査は、別紙に掲げる項目に関して行うものとする。

- 2 各評価項目の合計点は、委員1人あたり100点とする。

(審査評価及び採択)

第4条 審査は、前条に定める評価項目の各配点に応じた評価を委員が行うものとする。ただし、委員が所属する機関及びこれに類すると認められる機関から提出された事案については、当該委員は審査を行うことができない。

- 2 委員会は前項の各委員の評価を基に総合的な評価を行い、合議により採択に適した案件を決定する。
- 3 提案事業者が1者のみの場合は、合計評点が6割を超えていることを選定の基準とする。
- 4 2者以上で委員の評価が同点となった場合は、別紙に掲げる項目のうち、最重要項目及び重要項目の合計点数によって決定する。

(その他)

第5条 この基準に定めるほか、受託候補者の特定に必要とする事項については、審査委員会が定める。

付 則

この基準は令和6年5月16日に施行する。